

# ごかのお知らせ

## お知らせ

### 人権啓発講演会のお知らせ

茨城県では、多くの県民の皆様に人権について考えていただく機会とすため、地域別の人権啓発講演会を開催します。皆様の参加を心よりお待ちしております。

#### 【小美玉会場】

日時 9月1日(土)  
午後1時30分から  
場所 小美玉市四季文化会館  
定員 600名

( 385 )

#### 【桜川会場】

日時 9月22日(土)  
午後1時30分から  
場所 桜川市大和ふれあいセンター  
定員 700名

お申し込み(入場無料)  
会場名、郵便番号、住所、氏名、電話番号、参加人数を明記のうえ、官製はがき又はFAXで左記までお申し込みください。受付は定員になり次第終了します。

茨城県人権啓発推進センター  
水戸市笠原町978-16  
☎029(301)3136  
☎029(301)3138  
お問い合わせ

人権同和対策室(内線214)

### 国民年金保険料の免除制度について(町民税務課)

保険料の免除制度は、「全額免除」及び「半額免除」の2種類でしたが、平成18年7月から「4分の1免除」、「4分の3免除」が新たに加わり、全額免除制度と3段階の一部納付(一部免除)制度になります。(表1参照)  
納付する月々の保険料額は次のとおりです。(平成19年度)

表1 一部納付(一部免除)の世帯構成別の所得基準の「めやす」

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4 納付	1/2 納付	3/4 納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

4分の1免除 1,058,000円  
2分の1免除 705,000円  
4分の3免除 353,000円  
これらの制度をご利用いただく場合には、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件となります。

なお、一部免除を受けた場合に、納付すべき一部保険料が未納となった場合には、一部免除が無効となり、年齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

このほか猶予又は免除の制度として、

- ・「若年者猶予制度」  
30歳未満の方の保険料が猶予(所得審査あり)
- ・「学生納付特例制度」  
学生の方の保険料が猶予(所得審査あり)
- ・「法定免除」  
障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方の保険料が免除

される場合があります。

免除又は猶予された保険料について、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に納付することができます。この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて一定の加算額が加わります。

平成18年度に申請免除を承認された方で継続して免除を希望された方の申請は不要となります。(退職による免除を除く)

任意加入被保険者は対象となりません。  
詳しくは、国民年金担当窓口又は社会保険事務所にお問い合わせください。  
対象期間 7月から翌年6月

年金額	全額免除期間分	4分の3免除期間分	2分の1免除期間分	4分の1免除期間分
1/3	1/3	1/2	2/3	5/6

お問い合わせ  
町民G(内線230)

### 国民健康保険限度額適用・老人医療の限度額適用標準負担額減額認定証について

入院にかかる療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理もしくは在宅末期医療総合診療を受ける時に、一部負担金限度額の適用及び食事療養に係る標準負担額が減額される制度です。

所得審査を行ったうえ、該当する方につきましては8月1日(水)からの新しい「減額認定証」を交付いたします。(世帯で審査し、住民税が課税されている方がいる場合は対象になりません。)  
次のものを持参して町民税務課で申請してください。

- ・持参するもの
  - ・保険証
  - ・現在使用中の減額認定証(お持ちの方)
  - ・印鑑
- お問い合わせ  
町民G(内線233)